

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和2年平均	令和3年3月	令和3年4月
A ラ ン ク	東京	1,217	1,239	1,223
	神奈川	1,236	1,246	1,250
	大阪	1,158	1,173	1,158
	愛知	1,149	1,149	1,142
	埼玉	1,146	1,147	1,144
	千葉	1,158	1,169	1,154
B ラ ン ク	京都	1,118	1,139	1,119
	兵庫	1,134	1,132	1,148
	静岡	1,093	1,104	1,089
	滋賀	1,078	1,082	1,089
	茨城	1,066	1,083	1,061
	栃木	1,069	1,065	1,084
	広島	1,037	1,046	1,034
	長野	1,022	1,019	1,010
	富山	1,040	1,031	1,040
	三重	1,069	1,055	1,067
	山梨	1,045	1,038	1,031
C ラ ン ク	群馬	1,052	1,050	1,059
	岡山	1,024	1,022	1,016
	石川	1,028	991	1,014
	香川	1,024	1,033	1,023
	奈良	1,076	1,087	1,103
	宮城	1,025	1,019	1,022
	福岡	1,030	1,069	1,050
	山口	1,003	1,021	996
	岐阜	1,047	1,047	1,045
	福井	1,005	1,001	1,005
	和歌山	1,034	1,028	1,047
	北海道	1,010	1,026	1,004
	新潟	1,001	1,007	1,002
	徳島	1,041	1,055	1,028
D ラ ン ク	福島	1,000	995	987
	大分	967	979	975
	山形	973	979	967
	愛媛	988	978	987
	島根	982	983	979
	鳥取	987	987	975
	熊本	990	997	988
	長崎	961	974	960
	高知	971	980	967
	岩手	945	946	934
	鹿児島	955	963	963
	佐賀	972	980	961
	青森	928	925	924
	秋田	938	949	963
	宮崎	946	960	947
	沖縄	1,010	1,036	1,006
	全 国	1,082	1,084	1,080

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
- 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和2年平均	令和3年3月	令和3年4月
A ラ ン ク	東京	1,157	1,174	1,161
	神奈川	1,163	1,171	1,183
	大阪	1,099	1,112	1,098
	愛知	1,070	1,070	1,063
	埼玉	1,083	1,085	1,079
B ラ ン ク	千葉	1,097	1,104	1,093
	東京都	1,057	1,075	1,058
	兵庫	1,071	1,069	1,081
	静岡	1,034	1,043	1,033
	滋賀	1,024	1,029	1,033
	茨城	1,003	1,011	1,001
	栃木	1,011	1,010	1,023
	広島	987	996	986
	長野	971	970	960
	富山	983	981	984
	三重	1,013	1,005	1,013
	山梨	983	976	973
	C ラ ン ク	群馬	990	987
岡山		968	965	963
石川		970	943	961
香川		968	974	969
奈良		1,015	1,025	1,038
宮城		974	961	967
福岡		973	1,003	988
山口		958	974	948
岐阜		988	988	987
福井		955	961	954
和歌山		977	976	988
北海道		969	985	966
新潟		954	963	953
徳島		970	981	962
D ラ ン ク		福島	950	947
	大分	924	937	929
	山形	923	927	919
	愛媛	936	932	938
	島根	932	935	928
	鳥取	935	938	928
	熊本	935	941	932
	長崎	917	932	919
	高知	930	939	927
	岩手	901	904	894
	鹿児島	909	915	915
	佐賀	925	936	917
	青森	893	894	892
	秋田	900	910	923
	宮崎	902	915	903
	沖縄	957	979	954
全 国	1,025	1,027	1,023	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
- 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票あたり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。